

平成27年度第1回流山市防災会議 議事録

1 日時

平成28年3月16日（水）

午後1時30分～午後2時45分

2 場所

流山市役所第2庁舎3階 301・302会議室

3 会議の成立

出席委員は、30名であり、会議が成立していることが、議長から報告された。（別紙の「流山市防災会議委員名簿」のとおり）

4 傍聴者

10名

5 審議事項

（1）流山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

事務局から資料1を使用し、「流山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を行った。その後、質疑が行われたが、質疑なし。また、異議なしと認められ、説明のとおり条例制定について上程することとなった。

（2）平成28年度流山市地域防災計画の修正方針について

事務局から資料2、資料3、資料4、別冊1を使用し、「平成28年度流山市地域防災計画の修正方針について」の説明を行った。その後、質疑が行われた。

（須貝委員）

スリム化の方針については、意見はないが、具体的な方法として、参照式ではなく、統合式の方が良いと思った。資料4の裏面を見ると「地盤沈下の防止」が地震災害対策編であって、「調整池等災害対策」が風水害対策編となっている。地盤沈下は、水害が起こった時の被害の程度を大きくする。環境政策課の文章にも「地震水害の被害を増大させる可能性がある。」と書いてあるように、地震を引き金にして堤防が決壊して、水害が発生するなどの複合災害も考えられる。そのため、あえて分けずに関わる災害の種類をゴシック体や色を変えるなど、統合化して示した方が見やすくなると感じた。

(事務局：防災危機管理課長)

資料4の裏面は、参照式を発展したイメージで考えている。つまり、他のページを見なくてもわかりやすいように、1つにまとめるような統合化に近い形を考えている。一冊通して地震災害対策編と風水害対策編を見ることができるよう考えている。先ほどの地盤沈下のところが、地震災害対策編のみで、風水害対策編は関係ないように見えるが、関係のあるところについては、風水害の内容も含めて対応していきます。

(須貝委員)

実際に手元にある資料には、環境政策課の文章に「地震水害の被害を増大させる可能性がある。」と書いてあるので、先ほどお答えいただいた内容は伝わると思うが、例えば洪水ハザードマップでは、想定水深別に色が分かれ、深く水没する場合は、青色。浅い浸水の場合は、黄色や緑色となっている。地盤沈下が進むと黄色の場所が青色に変化することもありえる。ハザードマップは災害種別に作らざるを得ない面があるため、複数のハザードマップを相互に関連づけた理解を促すという意味でも、文章では複数種の災害を統合する形で表現したほうが良く、文章をもとに、異なるハザードマップを同時に読み込めるようなリテラシーを高める方法を考えることによって、ハザードマップの活用がより進むと感じた。

(事務局：防災危機管理課長)

貴重な御意見として、参考にさせていただく。

(議長)

事務局は、須貝委員へ最善のものができるようにお知恵をいただき取り組むこと。

(青木委員)

1点目は、要配慮者のところに、「妊産婦」の言葉を入れていただきありがとうございます。前回のものより進んだという印象を持った。ただ、別冊1災害対策基本法の改正P47の「要配慮者に対する支援」の主管課として子ども家庭課と保育課が記載されているが、P38の避難行動要支援者名簿のところには、平時の自助・共助の部分、地域との連携の部分という意味で、子ども家庭課と保育課が記載されていないので、ぜひ要配慮者として両課にも参画していただきたい。

2点目は、P47の「男女のニーズの違いに応じた支援」の項目についてですが、流山市の男女共同参画室の参画を求めて、計画における男女共同参画の在り方についてもご配慮いただきたい。

(事務局：防災危機管理課長補佐)

今後の時点修正の際に、今回いただいた意見も含め、男女共同、災害弱者

等の視点を持って反映をしていく。

(有沢委員)

統合することにより、分量はどのくらい減少されるのか。また、統合化すると電子化した際に必要な情報の検索や修正の際に非常に容易になるので、優れていると思った。

(事務局：防災危機管理課長)

5分の4程になる。

(議長)

それでは、3委員からご提案、ご指摘を受けた点については、その内容のとおり、またそれ以外については、説明のとおりの方針として異議はないか。

(会場)

異議なし。

(議長)

それでは、「平成28年度流山市地域防災計画の修正方針について」意見等を加味し、修正作業を行うこととすること。

(3) その他

事務局から他に意見等があれば3月末日を目途にメール等で意見をいただきたい旨を伝えた。

6 報告事項

(1) 流山市水防計画の修正について

事務局から流山市の概要と資料5-1～資料5-4を使用し、「流山市水防計画の修正について」の説明を行った。その後、質疑が行われた。

(有沢委員)

資料5-3のP21に書かれている第10節のところでは決壊の通報並びに決壊後の処置がありますが、決壊というのは、越水とか浸透は含まれていないと考えてよろしいか。

(事務局：河川課長補佐)

この10節については、あくまでも決壊ということである。

(国土交通省江戸川河川事務所長 宮川委員)

越水とか浸透というのは洪水が堤防を超えたり、堤防に水が浸透して決壊が起きる現象や原因のことを言う。

決壊というと越水して決壊したり、浸透して決壊したりということなので、ここでは原因については特段言わなくて、堤防が決壊したという意味

で記載したと理解すればよいのではないか。

7 事務連絡

事務局から次回の防災会議は、現時点では、8月16日午後1時30分からケアセンター4階会議室で実施する予定である旨をお知らせし、閉会した。